

令和6年2月20日提出

半田市議会定例会議案

令和 6 年第 2 回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
2	令和 5 年度半田市一般会計補正予算第 9 号	5
3	令和 5 年度半田市乙川中部区画整理事業特別会計補正予算第 3 号	3 7
4	令和 5 年度半田市 J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 2 号	5 1
5	令和 5 年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号	6 3
6	令和 5 年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第 4 号	7 3
7	令和 5 年度半田市立半田病院事業会計補正予算第 2 号	7 9
8	令和 6 年度半田市一般会計予算	別 冊
9	令和 6 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計予算	
1 0	令和 6 年度半田市 J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計予算	
1 1	令和 6 年度半田市駐車場事業特別会計予算	
1 2	令和 6 年度半田市モーターボート競走事業特別会計予算	
1 3	令和 6 年度半田市国民健康保険事業特別会計予算	
1 4	令和 6 年度半田市介護保険事業特別会計予算	
1 5	令和 6 年度半田市後期高齢者医療事業特別会計予算	
1 6	令和 6 年度半田市立半田病院事業会計予算	
1 7	令和 6 年度半田市水道事業会計予算	
1 8	令和 6 年度半田市下水道事業会計予算	
1 9	半田市情報公開条例の一部改正について	9 5
2 0	半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	9 7
2 1	半田市職員定数条例の一部改正について	1 0 3
2 2	半田市手数料条例の一部改正について	1 0 5
2 3	半田市使用料条例の一部改正について	1 0 7

2 4	半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について	1 0 9
2 5	半田市立保育所条例の一部改正について	1 1 1
2 6	半田市子ども医療費の助成に関する条例及び半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	1 1 3
2 7	半田市国民健康保険税条例の一部改正について	1 1 5
2 8	半田市介護保険条例の一部改正について	1 1 7
2 9	半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	1 1 9
3 0	半田市営住宅条例の一部改正について	1 2 1
3 1	半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	1 2 3
3 2	半田市水道事業給水条例の一部改正について	1 2 5
3 3	半田市創造・連携・実践センターの指定管理者の指定について	1 2 7
3 4	市道路線の認定について	1 2 9

議案第 2 号

令和 5 年度半田市一般会計補正予算第 9 号

令和 5 年度半田市の一般会計補正予算第 9 号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 2 7, 4 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8, 8 9 5, 1 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市税		24,239,441	△483,489	23,755,952
	1 市民税	9,921,143	△483,489	9,437,654
11 地方交付税		628,608	149,408	778,016
	1 地方交付税	628,608	149,408	778,016
15 国庫支出金		8,284,584	88,111	8,372,695
	1 国庫負担金	4,763,525	76,830	4,840,355
	2 国庫補助金	3,495,559	11,281	3,506,840
16 県支出金		2,912,648	647,226	3,559,874
	1 県負担金	1,734,862	37,821	1,772,683
	2 県補助金	942,053	609,405	1,551,458
17 財産収入		141,486	77,539	219,025
	2 財産売払収入	1	77,539	77,540
18 寄附金		196,200	△51,157	145,043
	1 寄附金	196,200	△51,157	145,043
19 繰入金		746,335	441	746,776
	1 基金繰入金	716,189	441	716,630
20 繰越金		1,140,902	794,974	1,935,876
	1 繰越金	1,140,902	794,974	1,935,876
21 諸収入		1,613,652	4,411	1,618,063

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 雑入	千円 1,252,039	千円 4,411	千円 1,256,450
歳	入	合	計	
		47,667,720	1,227,464	48,895,184

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,914,037	217,939	4,131,976
	1 総務管理費	3,223,537	215,013	3,438,550
	3 戸籍住民基本台帳費	237,447	2,926	240,373
3 民生費		18,356,286	199,435	18,555,721
	1 社会福祉費	8,645,625	141,914	8,787,539
	2 児童福祉費	8,350,111	57,521	8,407,632
4 衛生費		5,067,999	△98,737	4,969,262
	1 保健衛生費	2,607,599	3,505	2,611,104
	2 清掃費	2,460,400	△102,242	2,358,158
5 農林水産業費		208,706	590,564	799,270
	1 農業費	208,706	590,564	799,270
6 商工費		1,781,310	△38,746	1,742,564
	1 商工費	1,781,310	△38,746	1,742,564
7 土木費		6,614,397	356,222	6,970,619
	5 都市計画費	4,971,946	356,222	5,328,168
9 教育費		8,737,228	787	8,738,015
	1 教育総務費	659,564	0	659,564
	2 小学校費	1,431,448	787	1,432,235
歳 出 合 計		47,667,720	1,227,464	48,895,184

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍等振り仮名記載事業	千円 19,217
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等事業	11,077
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,081
5 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	589,840
7 土木費	3 河川費	用悪水路改修事業（維持修繕・改修）	44,200
7 土木費	3 河川費	水路環境美化事業	2,400
7 土木費	5 都市計画費	J R 武豊線連続立体交差化事業	2,099

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
定額減税に係る調整給付事務 (定額減税に伴うシステム改修委託)	令和5年度から令和6年度まで	千円 11,000
保育園等登園準備負担軽減事業 (消耗品費)	令和5年度から令和6年度まで	10,076
保育園等登園準備負担軽減事業 (寝具等借上料)	令和5年度から令和8年度まで	37,536

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
小学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	令和5年度から令和9年度まで	千円 87,367
中学校情報機器整備事業 (ソフトウェア使用料)	令和5年度から令和10年度まで	58,917

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	24,239,441	△483,489	23,755,952
1 1 地方交付税	628,608	149,408	778,016
1 5 国庫支出金	8,284,584	88,111	8,372,695
1 6 県支出金	2,912,648	647,226	3,559,874
1 7 財産収入	141,486	77,539	219,025
1 8 寄附金	196,200	△51,157	145,043
1 9 繰入金	746,335	441	746,776
2 0 繰越金	1,140,902	794,974	1,935,876
2 1 諸収入	1,613,652	4,411	1,618,063
歳 入 合 計	47,667,720	1,227,464	48,895,184

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,914,037	217,939	4,131,976
3 民生費	18,356,286	199,435	18,555,721
4 衛生費	5,067,999	△98,737	4,969,262
5 農林水産業費	208,706	590,564	799,270
6 商工費	1,781,310	△38,746	1,742,564
7 土木費	6,614,397	356,222	6,970,619
9 教育費	8,737,228	787	8,738,015
歳 出 合 計	47,667,720	1,227,464	48,895,184

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
6,179	0	△42,038	253,798
140,635	0	0	58,800
1,187	0	14	△99,938
589,840	0	0	724
△3,504	0	126	△35,368
0	0	0	356,222
1,000	0	△3,095	2,882
735,337	0	△44,993	537,120

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 個人	7,990,985	△233,926	7,757,059
2 法人	1,930,158	△249,563	1,680,595
計	9,921,143	△483,489	9,437,654

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	628,608	149,408	778,016
計	628,608	149,408	778,016

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,401,564	75,643	4,477,207
2 衛生費国庫負担金	267,390	1,187	268,577
計	4,763,525	76,830	4,840,355

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	579,819	4,295	584,114
2 民生費国庫補助金	1,952,142	11,676	1,963,818

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 △233,926	02 所得割	千円 △233,926
1 現年課税分	△249,563	02 法人税割	△249,563

1 地方交付税	149,408	01 普通交付税	149,408

1 社会福祉費負担金	58,058	40 障がい者等自立支援給付費負担金	58,058
2 児童福祉費負担金	17,585	05 児童発達支援等給付費負担金	17,585
1 保健衛生費負担金	1,187	04 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	1,187

2 戸籍住民基本台帳費補助金	4,295	05 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	4,295
2 児童福祉費補助金	599	20 保育所等整備交付金	599

1 款 市税 1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 商工費国庫補助金	4,690	△4,690	0
計	3,495,559	11,281	3,506,840

1 6 款 県支出金
1 項 県負担金

1 民生費県負担金	1,725,859	37,821	1,763,680
計	1,734,862	37,821	1,772,683

2 項 県補助金

1 総務費県補助金	2,850	4,070	6,920
2 民生費県補助金	714,602	15,495	730,097
4 農林水産業費県補助金	35,090	589,840	624,930
計	942,053	609,405	1,551,458

節		説 明
区 分	金 額	
3 老人福祉費補助金	千円 11,077	50 地域介護・福祉空間整備推進交付金 11,077
1 商工費補助金	△4,690	05 防災・安全社会資本整備交付金（石塚地区工業団地整備事業） △4,690

1 社会福祉費負担金	29,029	50 障がい者等自立支援給付費負担金 29,029
3 児童福祉費負担金	8,792	05 児童発達支援等給付費負担金 8,792

1 総務管理費補助金	4,070	03 元気な愛知の市町村づくり補助金 4,070
1 社会福祉費補助金	2,225	94 共同生活援助事業費補助金 2,225
3 児童福祉費補助金	13,270	30 保育所等給食費軽減対策支援金 8,460 40 福祉医療費支給事業補助金（母子・父子家庭） 4,810
1 農業費補助金	589,840	40 畜産競争力強化整備事業補助金 589,840

1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

17款 財産収入
2項 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 不動産売却収入	1	77,539	77,540
計	1	77,539	77,540

18款 寄附金
1項 寄附金

1 総務費寄附金	116,387	△47,747	68,640
2 商工費寄附金	29,880	126	30,006
5 教育費寄附金	45,385	△3,536	41,849
計	196,200	△51,157	145,043

19款 繰入金
1項 基金繰入金

8 教育基金繰入金	500	441	941
計	716,189	441	716,630

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 土地建物売却 収入	77,539	01 普通財産（土地）売却収入	77,539

1 総務管理費寄 附金	△47,747	01 企画費寄附金	△32,593
		02 社会福祉基金寄附金	△7,901
		03 環境保全基金寄附金	△1,878
		05 半田赤レンガ建物基金寄附金	△729
		06 国際交流基金寄附金	△7
		08 中心市街地活性化基金寄附金	△72
		14 緑化基金寄附金	△1,062
		15 新美南吉文学顕彰基金寄附金	△1,362
		16 観光振興基金寄附金	△828
		17 はんだ山車まつり 寄附金	1,721
		18 教育基金寄附金	△2,573
		20 文化財保存継承基金寄附金	△463
1 商工費寄附金	126	03 観光振興事業費寄附金	126
2 小学校費寄附 金	△3,536	02 学校管理費寄附金	△3,536

1 教育基金繰入 金	441	04 小学校小規模改修事業充当	441

1 7 款 財産収入 1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金

20 款 繰越金
1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	1, 140, 902	794, 974	1, 935, 876
計	1, 140, 902	794, 974	1, 935, 876

21 款 諸収入
6 項 雑入

1 雑入	1, 252, 039	4, 411	1, 256, 450
計	1, 252, 039	4, 411	1, 256, 450

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 794,974	01 前年度繰越金	千円 794,974

1 総務費雑入	742	89 ふるさと納税事務費負担金	742
3 衛生費雑入	3,669	54 太陽光発電売電収入	3,669

2 0 款 繰越金 2 1 款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	385, 998	245, 552	631, 550			寄附金 △15, 154 諸収入 3, 655	257, 051
6 企画費	73, 582	△30, 539	43, 043			寄附金 △31, 281 諸収入 742	
8 計算事務費				県支出金 1, 884			△1, 884
計	3, 223, 537	215, 013	3, 438, 550	1, 884	0	△42, 038	255, 167

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	237, 447	2, 926	240, 373	国庫支出金 4, 295			△1, 369
計	237, 447	2, 926	240, 373	4, 295	0	0	△1, 369

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4, 756, 163	130, 837	4, 887, 000	国庫支出金 58, 058			41, 525
-----------	-------------	----------	-------------	------------------	--	--	---------

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
24 積立金	245,552	20 基金積立金	245,552
		01 基金積立金	△11,499
		24 積立金	△11,499
		国際交流基金積立金	△7
		中心市街地活性化基金積立金	△72
		観光振興基金積立金	△828
		半田赤レンガ建物基金積立金	△729
		環境保全基金積立金	1,777
		社会福祉基金積立金	△7,901
		緑化基金積立金	△1,062
		新美南吉文学顕彰基金積立金	△1,362
		はんだ山車まつり基金積立金	1,721
		文化財保存継承基金積立金	△463
		教育基金積立金	△2,573
		50 財政調整基金積立金	257,051
		24 積立金	257,051
		財政調整基金積立金	257,051
11 役務費	△59	02 企画調整事務費	△30,539
12 委託料	△24,036	02 ふるさと納税事務	△30,539
13 使用料及び賃借料	△6,444	11 役務費	△59
		広告料	△55
		郵便払込手数料	△4
		12 委託料	△24,036
		ふるさと納税業務委託料	△24,036
		13 使用料及び賃借料	△6,444
		ソフトウェア使用料	△6,444
		財源更正 (06 50 情報システム運用事業)	
		財源更正 (06 53 D X推進事業)	

12 委託料	2,926	05 戸籍等振り仮名記載事業費	2,926
		01 戸籍等振り仮名記載事業	2,926
		12 委託料	2,926
		戸籍電算システム改修委託料	2,926

12 委託料	3,573	08 障がい者等自立支援事業費	130,837
19 扶助費	117,315	51 障がい者等自立支援事業	117,315
		19 扶助費	117,315

2 款 総務費 3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
				31,254			
2 老人福祉費	3,187,370	11,077	3,198,447	国庫支出金 11,077			
計	8,645,625	141,914	8,787,539	100,389	0	0	41,525

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	940,604	899	941,503	国庫支出金 599			300
2 児童福祉費	5,039,135	45,322	5,084,457	国庫支出金 17,585 県支出金 17,252			10,485
3 母子福祉費	95,445	9,622	105,067	県支出金 4,810			4,812
4 保育園費	2,025,066	1,678	2,026,744				1,678
計	8,350,111	57,521	8,407,632	40,246	0	0	17,275

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
21 補償、補填及び賠償金	9,949	自立支援給付費 103,520 補装具給付費 9,345 共同生活援助支援給付費 4,450 53 地域生活支援事業 13,522 12 委託料 3,573 障がい者相談支援事業委託料 3,573 21 補償、補填及び賠償金 9,949 消費税遡及納税補償費 9,949
18 負担金、補助及び交付金	11,077	51 地域介護・福祉空間整備等事業費 11,077 01 地域介護・福祉空間整備等事業 11,077 18 負担金、補助及び交付金 11,077 地域介護・福祉空間整備等補助金 11,077

18 負担金、補助及び交付金	899	11 市立保育園民営化事業費 899 51 市立高根保育園民営化事業 899 18 負担金、補助及び交付金 899 民間保育所等整備費補助金 899
18 負担金、補助及び交付金	10,152	15 児童発達支援等事業費 35,170 50 児童発達支援等事業 35,170 19 扶助費 35,170 児童発達支援等事業給付費 34,974 障がい児相談支援事業給付費 196
19 扶助費	35,170	50 民間保育所運営費 10,152 50 民間保育所運営事業 9,288 18 負担金、補助及び交付金 9,288 保育所等給食費軽減対策補助金（県事業） 11,610 保育所等給食費軽減対策補助金（市事業） △2,322 51 地域型保育事業 864 18 負担金、補助及び交付金 864 保育所等給食費軽減対策補助金（県事業） 1,080 保育所等給食費軽減対策補助金（市事業） △216
11 役務費	43	02 母子・父子家庭医療費助成事業費 9,622 50 母子・父子家庭医療費助成事業 9,622 11 役務費 43 母子・父子家庭医療費審査支払手数料 43
19 扶助費	9,579	19 扶助費 9,579 母子・父子家庭医療費扶助費 9,579
10 需用費	1,678	02 市立保育園管理運営費 1,678 52 市立保育園管理運営事業 1,678 10 需用費 1,678 賄材料費 1,678

3 款 民生費

4 款 衛生費
1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 予防費	906,351	1,187	907,538	国庫支出金 1,187			
3 環境衛生費	112,173	2,318	114,491				2,318
計	2,607,599	3,505	2,611,104	1,187	0	0	2,318

2 項 清掃費

2 ごみ処理費	2,150,779	△96,708	2,054,071			諸収入 14	△96,722
3 し尿処理費	176,555	△5,534	171,021				△5,534
計	2,460,400	△102,242	2,358,158	0	0	14	△102,256

5 款 農林水産業費
1 項 農業費

4 畜産業費	5,451	589,840	595,291	県支出金 589,840			
5 農地費	28,617	724	29,341				724
計	208,706	590,564	799,270	589,840	0	0	724

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
18 負担金、補助 及び交付金	1,187	02 予防接種事業費	1,187
		80 新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,187
		18 負担金、補助及び交付金	1,187
		予防接種健康被害給付費	1,187
18 負担金、補助 及び交付金	2,318	02 墓地管理事業費	2,318
		01 墓地管理事業	2,318
		18 負担金、補助及び交付金	2,318
		歳入システム運用テスト負担金	2,318

18 負担金、補助 及び交付金	△96,708	財源更正 (02 08 リサイクルセンター太陽光発電事業)	
		03 知多南部広域環境組合負担金	△96,708
		50 知多南部広域環境組合負担金	△96,708
		18 負担金、補助及び交付金	△96,708
		知多南部広域環境組合負担金	△96,708
18 負担金、補助 及び交付金	△5,534	10 中部知多衛生組合負担金	△5,534
		50 中部知多衛生組合負担金	△5,534
		18 負担金、補助及び交付金	△5,534
		中部知多衛生組合負担金	△5,534

18 負担金、補助 及び交付金	589,840	03 畜産奨励事業費	589,840
		51 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	589,840
		18 負担金、補助及び交付金	589,840
		畜産競争力強化整備事業補助金	589,840
18 負担金、補助 及び交付金	724	03 農業用施設整備事業費	724
		50 たん水防除事業 (阿久比地区)	724
		18 負担金、補助及び交付金	724
		たん水防除施設整備事業負担金	724

4 款 衛生費

5 款 農林水産業費

6 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 商工振興費	1,249,484	△38,746	1,210,738	国庫支出金 △4,690 県支出金 1,186			△35,242
4 観光費						寄附金 126	△126
計	1,781,310	△38,746	1,742,564	△3,504	0	126	△35,368

7 款 土木費
5 項 都市計画費

2 土地区画整理費	2,074,341	356,222	2,430,563				356,222
計	4,971,946	356,222	5,328,168	0	0	0	356,222

9 款 教育費
1 項 教育総務費

3 学校教育指導費				県支出金 1,000			△1,000
計	659,564	0	659,564	1,000	0	0	△1,000

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
10 需用費	△344	財源更正 (02 50 産業振興会議事業)
11 役務費	△375	06 企業立地・創業支援事業費 △38,746
12 委託料	△38,027	50 企業立地・創業支援事業 △17,907
		10 需用費 △344
		印刷製本費 △344
		11 役務費 △375
		広告料 △375
		12 委託料 △17,188
		測量調査設計委託料 △17,160
		広告原稿作成業務委託料 △28
		51 石塚地区工業団地整備事業 △20,839
		12 委託料 △20,839
		不動産鑑定評価委託料 △594
		測量調査設計委託料 △20,245
		財源更正 (02 50 観光振興事業)

27 繰出金	356,222	30 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 350,113
		50 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 350,113
		27 繰出金 350,113
		乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 350,113
		41 J R 半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金 6,109
		51 J R 半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金 6,109
		27 繰出金 6,109
		J R 半田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金 6,109

		財源更正 (02 50 学校生活支援事業)

6 款 商工費

7 款 土木費

9 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	878,695	787	879,482			寄附金 △3,536 繰入金 441	3,882
計	1,431,448	787	1,432,235	0	0	△3,095	3,882

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 787	10 小学校改修事業費 50 小学校小規模改修事業 14 工事請負費 小学校小規模改修工事 財源更正（10 65 小学校特別教室等空調機器設置事業）	千円 787 787 787 787

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和４年度末までの支出額

事 項	限 度 額	債務負担行為に 基 づ く 支出負担行為額	４年度末までの 支出(見込)額	
			期 間	金 額
定額減税に係る調整給 付事務 (定額減税に伴うシス テム改修委託)	千円 11,000	千円 —	令和４年度	千円 —
保育園等登園準備負担 軽減事業 (消耗品費)	10,076	—	令和４年度	—
保育園等登園準備負担 軽減事業 (寝具等借上料)	37,536	—	令和４年度	—

又は支出額の見込み及び令和５年度以降の支出予定額等に関する調書

５年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		特 定 財 源				一 般 財 源
期 間	金 額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和５年度から 令和６年度まで	11,000	11,000				
令和５年度から 令和６年度まで	10,076					10,076
令和５年度から 令和８年度まで	37,536					37,536

令和5年度半田市一般会計補正予算第9号 歳入参考資料

(款) 15 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額				
1	国庫負担金				
	1	民生費国庫負担金			
	1	社会福祉費負担金 58,058	障がい者等自立支援 給付費負担金 2,170,410×1/2 1,085,205	障がい者等自立支援 給付費負担金 2,286,526×1/2 1,143,263	58,058
	2	児童福祉費負担金 17,585	児童発達支援等 給付費負担金 611,277×1/2 305,638	児童発達支援等 給付費負担金 646,446×1/2 323,223	17,585
	2	衛生費国庫負担金			
	1	保健衛生費負担金 1,187	新型コロナウイルス予防接種 健康被害給付費負担金 45,266×10/10 45,266	新型コロナウイルス予防接種 健康被害給付費負担金 46,453×10/10 46,453	1,187
2	国庫補助金				
	1	総務費国庫補助金			
	2	戸籍住民基本台帳費補助金 4,295	社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金 10,876×10/10 10,876	社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金 15,171×10/10 15,171	4,295
	2	民生費国庫補助金			
	2	児童福祉費補助金 599	保育所等整備交付金 361,830×2/3 29,860×1/2 256,150	保育所等整備交付金 361,830×2/3 31,059×1/2 256,749	599
	3	老人福祉費補助金 11,077	地域介護・福祉空間整備 推進交付金 6,765×10/10 6,765	地域介護・福祉空間整備 推進交付金 17,842×10/10 17,842	11,077
	4	商工費国庫補助金			
	1	商工費補助金 △ 4,690	防災・安全社会資本整備交付金 (石塚地区工業団地整備事業) 9,380×1/2 4,690		△ 4,690

(款) 16 県 支 出 金

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額				
1 県負担金					
1 民生費国庫負担金					
1 社会福祉費負担金 29,029			障がい者等自立支援 給付費負担金 2,170,410×1/4 542,602	障がい者等自立支援 給付費負担金 2,286,526×1/4 571,631	29,029
3 児童福祉費負担金 8,792			児童発達支援等 給付費負担金 611,277×1/4 152,819	児童発達支援等 給付費負担金 646,446×1/4 161,611	8,792
2 県補助金					
1 総務費県補助金					
1 総務管理費補助金 4,070			元気な愛知の市町村づくり 補助金 1,000	元気な愛知の市町村づくり 補助金 5,070	4,070
2 民生費県補助金					
1 社会福祉費補助金 2,225			共同生活援助事業費 補助金 8,502×1/2 4,251	共同生活援助事業費 補助金 12,952×1/2 6,476	2,225
3 児童福祉費補助金 13,270			保育所等給食費軽減 対策支援金 7,614×2/3 5,076	保育所等給食費軽減 対策支援金 20,304×2/3 13,536	8,460
			福祉医療費支給事業 補助金（母子・父子家庭） （医療費）79,480×1/2 （事務費）931×1/2 40,205	福祉医療費支給事業 補助金（母子・父子家庭） （医療費）89,059×1/2 （事務費）972×1/2 45,015	4,810
4 農林水産業費県補助金					
1 農業費補助金 589,840				畜産競争力整備強化 事業費補助金 589,840×10/10 589,840	589,840

令和５年度半田市一般会計補正予算第９号 歳入参考資料（寄附一覧）

（款）18 寄 附 金

（単位：円）

項	目	節	細節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
1 寄附金				
	1	総務費寄附金		
		1	総務管理費寄附金	
		2	社会福祉費寄附金	1,443千円
			地域福祉のために	半田遊技業組合 組合長 新美 保則 様 250,000
				服部 善満 様 50,000
				青春を歌う会 様 8,000
			障がい者福祉のために	赤崎 知彦 様 1,000,000
			子育て支援のために	熊崎 宏 様 100,000
				ボランティアグループ ポケット 様 35,000
		3	環境保全基金寄附金	230千円
			環境保全のために	日本ガイシ株式会社 知多事業所 様 230,000
		15	新美南吉文学顕彰基金寄附金	34千円
			新美南吉文学の顕彰のために	匿名（2名） 33,600
	2	商工費寄附金		
		1	商工費寄附金	
		3	観光振興事業寄附金	126千円
			山車関連事業のために	株式会社コメ兵 様（企業版ふるさと納税） 125,692
	5	教育費寄附金		
		2	小学校費寄附金	
		2	学校管理費寄附金	346千円
			学校施設整備のために	匿名（1名） 345,325

議案第 3 号

令和 5 年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 3 号

令和 5 年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 6 , 6 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 4 6 7 , 1 5 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 209,000	千円 △22,740	千円 186,260
	1 国庫補助金	209,000	△22,740	186,260
2 繰入金		921,499	350,113	1,271,612
	1 他会計繰入金	921,499	350,113	1,271,612
3 財産収入		0	9,279	9,279
	1 財産運用収入	0	298	298
	2 財産売却収入	0	8,981	8,981
歳 入 合 計		1,130,499	336,652	1,467,151

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 乙川中部土地区画整理 費		千円 872,019	千円 336,652	千円 1,208,671
	1 乙川中部土地区画整理 費	872,019	336,652	1,208,671
歳 出 合 計		1,130,499	336,652	1,467,151

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 乙川中部土地 地区画整理費	1 乙川中部土地 地区画整理費	乙川中部土地 地区画整理 事業	千円 716,407	令和5 年度	千円 430,407	千円 852,657	令和5 年度	千円 430,407
				令和6 年度	286,000		令和6 年度	422,250

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
1 乙川中部土地 区画整理費	1 乙川中部土地 区画整理費	乙川中部土地区画整理事業	千円 402,635

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国庫支出金	209,000	△22,740	186,260
2 繰入金	921,499	350,113	1,271,612
3 財産収入	0	9,279	9,279
歳入合計	1,130,499	336,652	1,467,151

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 乙川中部土地区画整理費	872,019	336,652	1,208,671
歳出合計	1,130,499	336,652	1,467,151

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△22,740	0	9,279	350,113
△22,740	0	9,279	350,113

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費国庫補助金	209,000	△22,740	186,260
計	209,000	△22,740	186,260

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	921,499	350,113	1,271,612
計	921,499	350,113	1,271,612

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 財産貸付収入	0	298	298
計	0	298	298

2 項 財産売却収入

1 保留地売却収入	0	8,981	8,981
計	0	8,981	8,981

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地区画整理 費補助金	千円 △22,740	02 社会資本整備総合交付金（道路事業） 千円 △22,740

1 一般会計繰入 金	350,113	01 一般会計繰入金 350,113

1 土地建物貸付 収入	298	01 土地貸付収入 298

1 保留地売却収 入	8,981	01 保留地売却収入 8,981

3 歳 出

1 款 乙川中部土地地区画整理費

1 項 乙川中部土地地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 乙川中部土地地区画整理費	872,019	336,652	1,208,671	国庫支出金 △22,740		財産収入 9,279	350,113
計	872,019	336,652	1,208,671	△22,740	0	9,279	350,113

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12 委託料	43,879	02 乙川中部土地区画整理事業費 336,652
		50 乙川中部土地区画整理事業 336,652
14 工事請負費	103,800	12 委託料 43,879
		測量調査設計委託料 43,879
18 負担金、補助及び交付金	21,673	14 工事請負費 103,800
		区画整理工事 103,800
21 補償、補填及び賠償金	167,300	18 負担金、補助及び交付金 21,673
		水道工事負担金 21,673
		21 補償、補填及び賠償金 167,300
		物件移転補償費 167,300

乙川中部土地区画整理事業特別会計

継 続 費 に

款	項	事 業 名	全 体 計 画			
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内	
					特 定 財 源	
					国 県 支出金	地方債
1	1	乙川中部 土地区画 整理事業	4	千円 0	千円 0	千円 0
			5	430,407	0	0
			6	422,250	47,400	149,100
			計	852,657	47,400	149,100

関する調書

訳					
一般 財源	令和4年度末 までの支払額	令和5年度末 までの支出予 定額	令和6年度支 出予定額	継続費の総 額に対する進 捗率	備 考
千円 0	千円 —	千円 —	千円 —	% —	
430,407	—	430,407	—	50.5%	
225,750	—	—	422,250	49.5%	
656,157	—	430,407	422,250	100.0%	

令和5年度 半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第3号 歳入参考資料

(款) 1 国庫支出金

(単位：千円)

項 目	節	補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額			
1	国庫補助金			
	1 土地区画整理費 国庫補助金			
	1 土地区画整理費 補助金 △ 22,740	社会資本整備総合交付金 209,000 (道路事業) $697,100 \times 1/2 \times 0.599628$ 調整率	社会資本整備総合交付金 186,260 (道路事業) $372,520 \times 1/2$	△ 22,740

議案第 4 号

令和 5 年度半田市 J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 2 号

令和 5 年度半田市の J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 , 6 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 8 2 7 , 5 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 488,849	千円 69,571	千円 558,420
	1 国庫補助金	488,849	69,571	558,420
3 繰入金		1,142,984	6,109	1,149,093
	1 他会計繰入金	1,142,984	6,109	1,149,093
歳 入 合 計		1,751,838	75,680	1,827,518

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 J R 半田駅前土地区画 整理費		千円 1, 716, 863	千円 75, 680	千円 1, 792, 543
	1 J R 半田駅前土地区画 整理費	1, 716, 863	75, 680	1, 792, 543
歳 出 合 計		1, 751, 838	75, 680	1, 827, 518

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
1 J R 半田駅前 土地地区画整理費	1 J R 半田駅前 土地地区画整理費	J R 半田駅前土地地区画整理事業	千円 133,707

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国庫支出金	488,849	69,571	558,420
3 繰入金	1,142,984	6,109	1,149,093
歳入合計	1,751,838	75,680	1,827,518

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 J R 半田駅前土地区画整理費	1,716,863	75,680	1,792,543
歳出合計	1,751,838	75,680	1,827,518

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
69,571	0	0	6,109
69,571	0	0	6,109

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費国庫補助金	488,849	69,571	558,420
計	488,849	69,571	558,420

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,142,984	6,109	1,149,093
計	1,142,984	6,109	1,149,093

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 土地区画整理 費補助金	69,571	04 社会資本整備総合交付金（道路事業）	12,000
		05 社会資本整備総合交付金（都市再生土地区画整理事業）	57,571

1 一般会計繰入 金	6,109	01 一般会計繰入金	6,109

3 歳 出

1 款 J R 半田駅前土地区画整理費

1 項 J R 半田駅前土地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 J R 半田駅前土地区画整理費	1, 716, 863	75, 680	1, 792, 543	国庫支出金 69, 571			6, 109
計	1, 716, 863	75, 680	1, 792, 543	69, 571	0	0	6, 109

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	千円 75,680	02 J R 半田駅前土地地区画整理事業費 75,680 50 J R 半田駅前土地地区画整理事業 75,680 14 工事請負費 75,680 区画整理工事 75,680

令和5年度 半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 1 国庫支出金

(単位: 千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額				
1	国庫補助金				
	1	土地区画整理費 補助金			
	1	土地区画整理費 補助金 69,571	社会資本整備総合交付金 275,000 (道路事業) 550,000×1/2	社会資本整備総合交付金 287,000 (道路事業) 574,000×1/2	12,000
			社会資本整備総合交付金 213,849 (都市再生土地区画整理事業) 427,699×1/2	社会資本整備総合交付金 271,420 (都市再生土地区画整理事業) 542,841×1/2	57,571

議案第 5 号

令和 5 年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号

令和 5 年度半田市の国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 2 , 1 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 0 8 5 , 1 6 2 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 県支出金		6,719,326	152,140	6,871,466
	2 県補助金	6,682,574	152,140	6,834,714
4 繰入金		931,717	△35,642	896,075
	2 基金繰入金	352,581	△35,642	316,939
5 繰越金		23,945	35,642	59,587
	1 繰越金	23,945	35,642	59,587
歳 入 合 計		9,933,022	152,140	10,085,162

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 6,595,258	千円 152,140	千円 6,747,398
	1 療養諸費	5,759,568	91,681	5,851,249
	2 高額療養費	788,444	60,459	848,903
歳 出 合 計		9,933,022	152,140	10,085,162

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 県支出金	6,719,326	152,140	6,871,466
4 繰入金	931,717	△35,642	896,075
5 繰越金	23,945	35,642	59,587
歳入合計	9,933,022	152,140	10,085,162

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	6,595,258	152,140	6,747,398
歳出合計	9,933,022	152,140	10,085,162

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
152,140	0	0	0
152,140	0	0	0

2 歳 入

2 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 6,682,574	千円 152,140	千円 6,834,714
計	6,682,574	152,140	6,834,714

4 款 繰入金
2 項 基金繰入金

1 国民健康保険支払準備基金繰入金	352,581	△35,642	316,939
計	352,581	△35,642	316,939

5 款 繰越金
1 項 繰越金

1 繰越金	23,945	35,642	59,587
計	23,945	35,642	59,587

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 保険給付費等 交付金（普通 交付金）	152,140	01 保険給付費等交付金（普通交付金）	152,140

1 国民健康保険 支払準備基金 繰入金	△35,642	01 国民健康保険支払準備基金繰入金	△35,642

1 繰越金	35,642	01 前年度繰越金	35,642

3 歳 出

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 一般被保険 者療養給付 費	5,672,658	91,681	5,764,339	県支出金 91,681			
計	5,759,568	91,681	5,851,249	91,681	0	0	0

2 項 高額療養費

1 一般被保険 者高額療養 費	787,442	60,459	847,901	県支出金 60,459			
計	788,444	60,459	848,903	60,459	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
18 負担金、補助 及び交付金	91,681	02 一般被保険者療養給付費	91,681
		01 療養給付費（一般）	91,681
		18 負担金、補助及び交付金	91,681
		一般被保険者療養給付費	91,681

18 負担金、補助 及び交付金	60,459	02 一般被保険者高額療養費	60,459
		01 高額療養費（一般）	60,459
		18 負担金、補助及び交付金	60,459
		一般被保険者高額療養費	60,459

令和5年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号 歳入参考資料

(款) 2 県支出金

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額				
2 県補助金					
	1 保険給付費等交付金				
	1 保険給付費等交付金 （普通交付金） 152,140	保険給付費等交付金 （普通交付金） 152,140	6,548,014	保険給付費等交付金 （普通交付金） 6,700,154	152,140

議案第 6 号

令和 5 年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第 4 号

令和 5 年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第 1 条 保険事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 1,616,707	千円 △13,823	千円 1,602,884
	2 基金繰入金	205,341	△13,823	191,518
8 繰越金		99,703	13,823	113,526
	1 繰越金	99,703	13,823	113,526
歳 入 合 計		9,440,647	0	9,440,647

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰入金	1,616,707	△13,823	1,602,884
8 繰越金	99,703	13,823	113,526
歳入合計	9,440,647	0	9,440,647

2 歳 入

7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	205,341	△13,823	191,518
計	205,341	△13,823	191,518

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	99,703	13,823	113,526
計	99,703	13,823	113,526

節		説 明	
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △13,823	01 介護給付費準備基金繰入金	千円 △13,823

1 繰越金	13,823	01 前年度繰越金	13,823

議案第7号

令和5年度半田市立半田病院事業会計補正予算第2号

(総則)

第1条 令和5年度半田市立半田病院事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度半田市立半田病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	15,526,272 千円	123,201 千円	15,649,473 千円
第1項 医 業 収 益	14,833,913 千円	123,201 千円	14,957,114 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	16,443,432 千円	116,084 千円	16,559,516 千円
第1項 医 業 費 用	15,066,361 千円	105,000 千円	15,171,361 千円
第2項 医業外費用	1,252,857 千円	11,084 千円	1,263,941 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かつ書中「不足する額 381,029 千円」を「不足する額 380,287 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 363,105 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 362,363 千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	10,964,346 千円	5,073 千円	10,969,419 千円
第5項 寄 附 金	4,094 千円	5,073 千円	9,167 千円
支 出			
第1款 資本的支出	11,345,375 千円	4,331 千円	11,349,706 千円
第3項 投 資	4,754 千円	4,331 千円	9,085 千円

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額「2,079,000 千円」を「2,194,500 千円」に改める。

令和6年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

令和5年度半田市立半田病院事業会計補正予算実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益			千円 15,526,272	千円 123,201	千円 15,649,473
	1 医 業 収 益		14,833,913	123,201	14,957,114
		2 外 来 収 益	3,921,898	123,201	4,045,099

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用			千円 16,443,432	千円 116,084	千円 16,559,516
	1 医 業 費 用		15,066,361	105,000	15,171,361
		2 材 料 費	4,272,449	105,000	4,377,449
	2 医 業 外 費 用		1,252,857	11,084	1,263,941
		3 雑 損 失	1,164,276	11,084	1,175,360

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			千円 10,964,346	千円 5,073	千円 10,969,419
	5 寄 附 金		4,094	5,073	9,167
		1 寄 附 金	4,094	5,073	9,167

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			千円 11,345,375	千円 4,331	千円 11,349,706
	3 投 資		4,754	4,331	9,085
		2 基 金	2,054	4,331	6,385

令和5年度半田市立半田病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 917,775
減価償却費	879,612
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 11,400
引当金の増減額 (△は減少)	235,820
長期前受金戻入額	△ 166,814
受取利息及び受取配当金	△ 21
支払利息	77,181
固定資産除却費	46,039
修学資金返還免除額	22,800
未収金の増減額 (△は増加)	93,254
未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,326,500
前受金の増減額	△ 69,700
たな卸資産の増減額 (△は増加)	868
小計	△ 1,136,636
利息及び配当金の受取額	21
利息の支払額	△ 77,181
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,213,796

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 10,594,709
有形固定資産の売却による収入	2
投資の取得等による支出	△ 9,084
寄附金による収入	9,167
基金運用益による収入	6
一般会計からの繰入金による収入	157,675
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,436,943

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	11,356,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 314,634
他会計からの出資による収入	119,568
リース債務の支払による支出	△ 93,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,067,649
資金増加額	△ 583,090
資金期首残高	7,786,014
資金期末残高	7,202,924

令和5年度半田市立半田病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 2,401,353

ロ 建 物 7,184,391

減価償却累計額 △ 5,413,026 1,771,365

ハ 附 帯 設 備 6,170,686

減価償却累計額 △ 5,521,753 648,933

ニ 構 築 物 236,936

減価償却累計額 △ 195,823 41,113

ホ 器 械 備 品 7,291,445

減価償却累計額 △ 6,027,441 1,264,004

ヘ 車 両 34,138

減価償却累計額 △ 29,455 4,683

トリ ー ス 資 産 512,126

減価償却累計額 △ 375,959 136,167

チ 建 設 仮 勘 定 13,744,641

有形固定資産合計 20,012,259

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権 940

ロ ソフトウェア 267,280

無形固定資産合計 268,220

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金 15,028

貸倒引当金 △ 8,640 6,388

ロ 基 金 39,056

投資合計 45,444

固定資産合計 20,325,923

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 7,202,924

(2) 未 収 金 3,213,635

貸倒引当金 △ 46,492 3,167,143

(3) 貯 蔵 品 22,846

(4) 前 払 費 用 16,086

流動資産合計 10,408,999

資 産 合 計 30,734,922

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	14,419,214	14,419,214
---------------------------	------------	------------

(2) リ ー ス 債 務		92,251
---------------	--	--------

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金	2,537,497	
ロ 修繕引当金	1,787	
引当金合計		2,539,284
固定負債合計		17,050,749

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	270,787	270,787
---------------------------	---------	---------

(2) リ ー ス 債 務		53,263
---------------	--	--------

(3) 未 払 金		1,172,102
-----------	--	-----------

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金	371,189	
ロ 法定福利費引当金	68,910	
引当金合計		440,099

(5) 預 り 金		1,707
-----------	--	-------

(6) 未 払 消 費 税	0	
---------------	---	--

流動負債合計		1,937,958
--------	--	-----------

5 繰 延 収 益

長期前受金		2,731,336
-------	--	-----------

収益化累計額	△ 2,304,106	
--------	-------------	--

繰延収益合計		427,230
--------	--	---------

負債合計		19,415,937
------	--	------------

資 本 の 部

6 資 本 金

9,947,583

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 寄 附 金	82,960	
ロ 基金運用益	4,410	
ハ 受贈財産評価額	2,067	
資本剰余金合計		89,437

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金	16,300	
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,265,665	
利益剰余金合計		1,281,965

剰余金合計		1,371,402
-------	--	-----------

資 本 合 計		11,318,985
---------	--	------------

負債資本合計		30,734,922
--------	--	------------

令和5年度半田市立半田病院事業会計補正予算事項別明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病 院 事 業 収 益			15,526,272	123,201	15,649,473
	1 医 業 収 益		14,833,913	123,201	14,957,114
		2 外 来 収 益	3,921,898	123,201	4,045,099

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 外 来 収 益	123,201	年間延患者数 205,335人(診療日数243日 一日平均845人) 一人当たり単価 19,700円

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			16,443,432	116,084	16,559,516
	1 医業費用		15,066,361	105,000	15,171,361
		2 材料費	4,272,449	105,000	4,377,449
	2 医業外費用		1,252,857	11,084	1,263,941
		3 雑損失	1,164,276	11,084	1,175,360

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 薬 品 費	105,000	一般薬品 105,000
1 そ の 他 雑 損 失	11,084	貯蔵品消費税額 10,342 ふるさと納税返礼品負担金 742

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			10,964,346	5,073	10,969,419
	5 寄 附 金		4,094	5,073	9,167
		1 寄 附 金	4,094	5,073	9,167

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 寄 附 金	5,073	寄附金

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			11,345,375	4,331	11,349,706
	3 投 資		4,754	4,331	9,085
		2 基 金	2,054	4,331	6,385

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基 金	4,331	半田病院整備基金積立金

議案第十九号

半田市情報公開条例の一部改正について

半田市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市情報公開条例の一部を改正する条例

半田市情報公開条例（昭和六十一年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（行政文書の存否に関する情報）

第七条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

第八条を次のように改める。

（公開の請求手続）

第八条 第五条の規定による行政情報の公開の請求は、実施機関が定める様式による書面を、請求者が実施機関に提出してしなければならない。ただし、公開請求に係る行政文書が、その全部を公開するものであることが明らかであるとして実施機関が当該書面の提出を要しないと認めた行政文書である場合は、この限りでない。

第十二条第一項中「第九条第三項」を「第七条若しくは第九条第三項」に、「第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項」を「第九条第一項本文」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「第九条第三項」を「第七条若しくは第九条第三項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第七条又は第九条第三項」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知った」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第二十号

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年半田市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例

第一条中「個人番号の利用」の下に「及び法第十九条第十一号に基づく特定個人情報情報の提供」を加える。

第三条第一項第九号中「（平成二十年四月一日）」を削り、同項第十号中「（平成十八年四月一日）」を削る。

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「市長」の下に「又は教育委員会」を加え、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十九条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、半田市が行う援助（以下「就学援助」という。）に関する事務

二 学校教育法施行令第二十二條の三に規定する障がいの程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、半田市が行う援助（以下「特別支援教育就学奨励」という。）に関する事務

第三条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報情報の提供）

第四条 法第十九条第十一号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、次の表の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	イ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 □ 就学援助に関する事務 ハ 特別支援教育就学奨励に関する事務	市長	住民票関係情報及び地方税関係情報のうち、児童生徒の保護者に係る情報

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第二条 半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

四 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。
第三条第三項中「法別表第二の事務欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条第四項の表中

八 生活保護法に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報に準ずる情報
--	---------------------------------

を

八 生活保護法に準じて生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	イ 現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（以下「要保護者」という。）又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報 ロ 要保護者又は当該要保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報 ハ 要保護者に係る生活保護関係情報 ニ 要保護者に係る国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による医療に関する保険給付の支給に関する情報 ホ 要保護者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報 ヘ 要保護者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による給付金の支給に関する情報 ト 要保護者に係る特別障がい者手当等の支給に関する情報 チ 要保護者に係る児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報 リ 要保護者に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報 又 要保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 ル 要保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
---	---

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

議案第二十一号

半田市職員定数条例の一部改正について

半田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市職員定数条例の一部を改正する条例

半田市職員定数条例（昭和五十六年半田市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「五百七十九人」を「五百八十七人」に改め、同条第九号中「四十一人」を「四十三人」に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 半田市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和元年半田市条例第二十二号）第二条の規定による配偶者同行休業の承認を受けている職員

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第二十二号

半田市手数料条例の一部改正について

半田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市手数料条例の一部を改正する条例

半田市手数料条例（昭和三十九年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条中「現金」の次に「、クレジットカード又は電子決済」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（郵送料の徴収）

第四条 市長は、郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求められたときは、前条に規定する手数料の他に、当該送付に係る郵送料を当該申請者から徴収することができる。

別表第一の三十七の項中「及び送付に要する」を削る。

別表第二興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料の項の次に次のように加える。

既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	一件	二七、〇〇〇円	〃	
既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	一件	二七、〇〇〇円	〃	

別表第二建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条の次に一条を加

える改正規定、第四条から第九条までの改正規定及び別表第一の改正規定は、令和六年六月一日から施行する。

議案第二十三号

半田市使用料条例の一部改正について

半田市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市使用料条例の一部を改正する条例

半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表中

学校施設				
冷暖房設備	多目的ホール コンピュータ教室 その他特別教室（図 書館は除く。） 和室 会議室	一時間	二二〇円 三三〇円 一〇〇円	石油ストーブ及 び扇風機による 冷暖房を除く。
冷暖房設備		一時間	一〇〇円	

を

学校施設				
冷暖房設備	コンピュータ教室 その他特別教室（図 書館は除く。） 会議室	一時間	三三〇円 一〇〇円 一〇〇円	石油ストーブ及 び扇風機による 冷暖房を除く。
冷暖房設備		一時間	一〇〇円	

に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第二十四号

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成五年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

種目	取扱区分	処理手数料
一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）	家庭生活から生ずる可燃ごみ及び不燃ごみを市が収集、運搬及び処分するとき。	四五リットルの指定袋一枚につき 五〇円
		三〇リットルの指定袋一枚につき 三〇円
		二〇リットルの指定袋一枚につき 二〇円
		一個につき 二、二〇〇円
		が収集、運搬及び処分するとき。

を

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）	家庭生活から生ずる可燃ごみ及び不燃ごみを市が収集、運搬及び処分するとき。	四五リットルの指定袋一枚につき 五〇円
		三〇リットルの指定袋一枚につき 三〇円
		二〇リットルの指定袋一枚につき 二〇円
		一〇リットルの指定袋一枚につき 一〇円
	家庭生活から生ずる粗大ごみを市が収集、運搬及び処分するとき。	一個につき 一、二〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第二十五号

半田市立保育所条例の一部改正について

半田市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市立保育所条例の一部を改正する条例

半田市立保育所条例（昭和五十四年半田市条例第十五号）の一部を次のように改正する。
別表半田市立高根保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第二十六号

半田市子ども医療費の助成に関する条例及び半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

半田市子ども医療費の助成に関する条例及び半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市子ども医療費の助成に関する条例及び半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市子ども医療費の助成に関する条例（昭和五十八年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号から第六号を削る。

第四条第一項中「医療費の支給」を「子ども医療費の支給」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「医療費」を「子ども医療費」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第一項中「（以下「医療保険自己負担額」という。）」、「（以下「医療費」という）」及び「ただし、中学生及び高校生等の通院に係る医療が行われた場合においては、医療保険自己負担額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を医療費として助成する。」を削り、同条第三項及び第四項中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第六条及び第七条中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第八条第一項中「子どもの医療費」を「子ども医療費」に、「医療費」を「子ども医療費」に、「医療費の額」を「子ども医療費の額」に改め、同条第二項中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第九条中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第二条 半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和元年半田市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第二十七号

半田市国民健康保険税条例の一部改正について

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の六・六七」を「百分の七・六七」に改める。

第六条中「二万八千八百円」を「三万二千百円」に改める。

第六条の二第一号中「二万八千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同条第二号中「九千三百円」を「一万九百円」に改め、同条第三号中「一万三千九百五十円」を「一万六千三百五十円」に改める。

第六条の三中「百分の二・〇八」を「百分の二・七八」に改める。

第六条の五中「八千七百円」を「一万千四百円」に改める。

第六条の六第一号中「五千六百円」を「七千七百円」に改め、同条第二号中「二千八百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第三号中「四千二百円」を「五千七百七十五円」に改める。

第七条中「百分の一・九七」を「百分の二・一四」に改める。

第八条の二中「一万二百円」を「一万七百元」に改める。

第八条の三中「五千円」を「五千五百円」に改める。

第二十二条第一号イ中「二万六千六十円」を「二万二千四百七十円」に改め、同号ロ(1)中「二万三千二十円」を「一万五千二百六十円」に改め、同号ロ(2)中「六千五百円」を「七千六百三十円」に改め、同号ロ(3)中「九千七百六十五円」を「一万千四百四十五円」に改め、同号ハ中「六千九十円」を「七千九百八十円」に改め、同号ニ(1)中「三千九百二十円」を「五千三百九十円」に改め、同号ニ(2)中「千九百六十円」を「二千六百九十五円」に改め、同号ニ(3)中「二千九百四十円」を「四千四十三円」に改め、同号ホ中「七千四百十円」を「七千四百九十円」に改め、同号ヘ中「三千五百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第二号イ中「一万四千四百円」を「一万六千五十円」に改め、同号ロ(1)中「九千三百円」を「一万九百円」に改め、同号ロ(2)中「四

千六百五十円」を「五千四百五十円」に改め、同号口(3)中「六千九百七十五円」を「八千百七十五円」に改め、同号八中「四千三百五十円」を「五千七百元」に改め、同号二(1)中「二千八百円」を「三千八百五十円」に改め、同号二(2)中「千四百円」を「千九百二十五円」に改め、同号二(3)中「二千百元」を「二千八百八十八円」に改め、同号木中「五千百元」を「五千三百五十円」に改め、同号へ中「二千五百円」を「二千七百五十円」に改め、同条第三号イ中「五千七百六十円」を「六千四百二十円」に改め、同号口(1)中「三千七百二十円」を「四千三百六十円」に改め、同号口(2)中「千八百六十円」を「二千百八十円」に改め、同号口(3)中「二千七百九十円」を「三千二百七十円」に改め、同号八中「千七百四十円」を「二千二百八十円」に改め、同号二(1)中「千百二十円」を「千五百四十円」に改め、同号二(2)中「五百六十円」を「七百七十円」に改め、同号二(3)中「八百四十円」を「千百五十五円」に改め、同号木中「二千四十円」を「二千百四十円」に改め、同号へ中「千円」を「千百元」に改め、同条第二項第一号イ中「四千三百二十円」を「四千八百十五円」に改め、同号口中「七千二百円」を「八千二十五円」に改め、同号八中「一万五千二百円」を「一万二千八百四十円」に改め、同号二中「一万四千四百円」を「一万六千五十円」に改め、同項第二号イ中「千三百五十円」を「千七百十円」に改め、同号口中「二千百七十五円」を「二千八百五十円」に改め、同号八中「三千四百八十円」を「四千五百六十円」に改め、同号二中「四千三百五十円」を「五千七百元」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和六年度以後の年度分の保険税について適用し、令和五年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第二十八号

半田市介護保険条例の一部改正について

半田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久 世 孝 宏

半田市介護保険条例の一部を改正する条例

半田市介護保険条例（平成十二年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、同項第一号中「三万二百四十円」を「三万四千三百六十円」に改め、同項第二号中「四万六千三百七十円」を「五万七千三百三十円」に改め、同項第三号中「五万四百円」を「五万二千百十円」に改め、同項第四号中「五万五千七百八十円」を「六万二千六百八十円」に改め、同項第五号中「六万七千二百円」を「七万五千五百二十円」に改め、同項第六号中「七万七千二百八十円」を「八万六千八百五十円」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第七号中「九万七千二百十円」を「十万九千九百六十円」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第八号中「十一万八千八十円」を「十二万四千六百二十円」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第九号中「十二万九百六十円」を「十三万五千九百五十円」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十一号口又は第十二号口」に改め、同項第十号中「十三万四千四百円」を「十五万五千円」に改め、同号口中「又は次号口に該当する者を除く。）」を「、次号口又は第十二号口に該当する者を除く。）」に改め、同項第十一号中「十四万千二百二十円」を「十五万八千六百円」に改め、同号イ中「千万円」を「八百万円」に改め、同号口中「部分を除く。）」の次に「又は次号口」を加え、同項第十二号を次のように改める。

十二 次のいずれかに該当する者 十七万三千七百十円

イ 合計所得金額が千万円未満の者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条
第一項第一号イ（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第五条第一項に次の一号を加える。

十三 前各号のいずれにも該当しない者 十八万二千二百六十円

第五条第二項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」
に、「二万六千六十円」を「二万五千二百二十円」に改め、同条第三項中「令和三年度
から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「三万三千六百円」を「三
万六千六百三十円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度」を「令和
六年度から令和八年度」に、「四万七千四十円」を「五万七千七百三十円」に改め
る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の半田市介護保険条例第五条の規定は、令和六年度分の保険料から適用
し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第二十九号

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇」を「一二、五〇〇」に、「一三、三二〇」を「一三、三五〇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第二項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第八条の二に規定する傷病補償年金、第九条に規定する障がい補償年金及び第十一条に規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第二十号

半田市宮住宅条例の一部改正について

半田市宮住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市宮住宅条例の一部を改正する条例

半田市宮住宅条例（平成九年半田市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号を次のように改める。

一 請書を提出すること。

第十二条第三項を削る。

別表第一君ヶ橋住宅の部一棟の項及び二棟の項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第三十一号

半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

半田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

議案第三十二号

半田市水道事業給水条例の一部改正について

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

半田市水道事業給水条例（平成十年半田市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十五条の二を削る。

第三十七条第二項並びに第四十条第一号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の二の改正規定は、令和六年十月一日から施行する。

議案第 33 号

半田市創造・連携・実践センターの指定管理者の指定について

半田市創造・連携・実践センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

半田市長 久世孝宏

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
半田市創造・連携・実践センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般社団法人 はんだのたね
- 3 指定の期間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 3 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり路線を認定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

半田市長 久 世 孝 宏

路 線 番 号	路 線 名	起点（地先）	終点（地先）	延長 (m)
1701	高根 6 2 号線	亀崎高根町四丁目 9 1 番 6 地先	亀崎高根町四丁目 9 1 番 7 地先	22.4
2695	上池 4 5 号線	上池町一丁目 6 1 番 5 地先	上池町五丁目 1 番 7 地先	304.5
2696	上池 4 6 号線	上池町四丁目 5 6 番 1 地先	上池町四丁目 5 6 番 2 地先	14.8
2697	上池 4 7 号線	上池町一丁目 6 1 番 1 6 地先	上池町一丁目 6 1 番 1 地先	9.7
2698	上池 4 8 号線	上池町四丁目 5 7 番 8 地先	上池町四丁目 5 7 番 1 地先	9.0
2699	横川 3 5 号線	横川町二丁目 1 7 番 2 地先	横川町二丁目 1 7 番 8 地先	75.0
3093	日東 4 号線	日東町 4 番 5 3 地先	日東町 4 番 5 3 地先	70.0

5428	中島港本町 1 号線	中島町 4 番 2 地先	港本町三丁目 1 1 1 番 5 地先	41.7
6303	高山 5 7 号線	岩滑高山町五丁目 1 0 2 番 2 8 地先	岩滑高山町五丁目 1 0 2 番 2 4 地先	41.1

道路延長調書 (令和 6 年 1 月 3 1 日現在)

路線数	総延長 (m)
認定市道 3, 1 4 6 路線	6 6 0, 7 8 6. 8
今回認定市道 9 路線	5 8 8. 2
合計 3, 1 5 5 路線	6 6 1, 3 7 5. 0

